



国保医療だより

市民課 国保医療係 ☎ 43・6813

7月1日から福祉医療費受給者証が変わります～6月末で経過措置が終了～

福祉医療費助成制度は、県と市が共同で行っている事業で、医療費の自己負担分を公費で助成することによって、福祉の推進を図ることを目的としています。

平成21年7月から所得制限と一部負担金が変わりましたが、激変緩和のために設けられた2年間の経過措置が、今年6月末で終了します。これにより、医療費助成制度の対象者が次の表のとおり見直されます。

●所得制限の内容等

制度	対象者	所得制限対象者	所得制限の内容														
老人医療	65歳～69歳	本人(世帯)	市町村民税非課税世帯で本人の年金収入を加えた所得が80万円以下														
重度障害医療	障害の程度が1級及び2級の身体障害者、重度(療育手帳A判定)の知的障害者、または精神障害者保健福祉手帳1級所持者	本人、配偶者、扶養義務者	市町村民税所得割税額が23.5万円未満														
高重障害医療	後期高齢者医療制度の被保険者のうち、障害の程度が1級～3級及び4級の一部の身体障害者、重度(療育手帳A判定)の知的障害者、または精神障害者保健福祉手帳1級所持者	本人、配偶者、扶養義務者	市町村民税所得割税額が23.5万円未満														
乳幼児等医療	0歳～中学3年生	幼児及び小児の保護者(扶養義務者)															
母子家庭医療	満20歳になるまでの児童を監護している母子家庭の母子、父子家庭の父子、遺児	母子家庭等の母等(扶養義務者)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>扶養親族等の数</th> <th>所得限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>0人</td><td>192万円</td></tr> <tr><td>1人</td><td>230万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>268万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>306万円</td></tr> <tr><td>4人</td><td>344万円</td></tr> <tr><td>5人</td><td>382万円</td></tr> </tbody> </table> <small>※児童扶養手当の所得制限基準を準用</small>	扶養親族等の数	所得限度額	0人	192万円	1人	230万円	2人	268万円	3人	306万円	4人	344万円	5人	382万円
扶養親族等の数	所得限度額																
0人	192万円																
1人	230万円																
2人	268万円																
3人	306万円																
4人	344万円																
5人	382万円																

- ▷引き続き該当する人＝6月下旬に新しい受給者証をご自宅に郵送します。
- ▷本年度該当しなくなった人＝個人あてにその旨を通知します。
- ▷本年度新たに該当することになった人＝個人あてに通知しますので、市役所市民課国保医療係(1番窓口)で申請の手続きをしてください。
- ▷有効期限の切れた受給者証は、市役所または公民館へ返還してください。

- ◎母子家庭等医療の受給者は、更新申請書(現況届)の提出が必要です。更新申請書を郵送しますので、6月15日(水)までに必要事項を記入のうえ、必ず市民課国保医療係へ提出してください。提出されない場合は、新しい受給者証を郵送できませんので、ご注意ください。
- ◎小学4年生から中学3年生の保護者で、まだ乳幼児等医療の申請をされていない場合は、受給資格の認定ができません。必ず市民課国保医療係で申請をしてください。



介護保険相談室

介護福祉課 ☎ 43・6947

負担限度額認定について

特別養護老人ホーム等の介護保険の施設に入所または短期入所した際の居住費・食費の負担額が軽減される制度があります。

次の表のとおり、世帯の所得状況により、負担限度額が軽減されます。

該当する人は認定申請が必要ですので、介護保険被保険者証を持って、介護福祉課までお越しください。

また、現在、負担限度額の認定を受けている人は、6月30日で期限が切れます。更新のお知らせと申請書を発送していますので更新手続きをお願いします。

基準費用額(日額)	1日当たりの居住費(滞在費)				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
	1,970円	1,640円	1,640円 (1,150円)	320円	1,380円

該当する人

対象者	1日当たりの居住費(滞在費)				1日当たりの食費
	ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室	多床室	
第1段階 市県民税非課税世帯で高齢福祉年金受給者及び生活保護受給者	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円
第2段階 市県民税非課税世帯で、本人の合計所得金額と課税年金収入の合計額が80万円以下の人	820円	490円	490円 (420円)	320円	390円
第3段階 市県民税非課税世帯で、上記以外の人	1,640円	1,310円	1,310円 (820円)	320円	650円

※()内は、特別養護老人ホームに入所、短期入所した際の従来型個室の額。